

第六十二回国会 農林水産委員会 議 録 第一号

本国会召集日(昭和四十四年十一月二十九日)(土曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 丹羽 兵助君

理事 安倍晋太郎君 理事 飯谷 忠男君

理事 藤本 孝雄君 理事 三ツ林弥太郎君

理事 森 義昭君 理事 稲富 稜人君

理事 大石 武一君 理事 大野 市郎君

理事 金子 岩三君 理事 小山 長規君

理事 佐々木秀世君 理事 白濱 仁吉君

理事 菅波 茂君 理事 瀬戸山三男君

理事 園田 直君 理事 田澤 吉郎君

理事 中尾 榮一君 理事 中垣 國男君

理事 中山 榮一君 理事 八田 貞義君

理事 福永 一臣君 理事 藤波 孝生君

理事 松野 幸泰君 理事 伊賀 定盛君

理事 石田 有全君 理事 工藤 良平君

理事 佐々木三郎君 理事 實川 清之君

理事 柴田 健治君 理事 永井勝次郎君

理事 芳賀 貢君 理事 美濃 政市君

理事 米内山義一郎君 理事 神田 大作君

理事 永江 一夫君 理事 斎藤 実君

理事 樋上 新一君

昭和四十四年十二月一日(月曜日)

午後零時三十九分開議

出席委員

委員長 丹羽 兵助君

理事 安倍晋太郎君 理事 飯谷 忠男君

理事 三ツ林弥太郎君 理事 三ツ林弥太郎君

理事 稲富 稜人君 理事 稲富 稜人君

理事 大石 武一君 理事 大野 市郎君

理事 小山 長規君 理事 白濱 仁吉君

理事 瀬戸山三男君 理事 八田 貞義君

出席政府委員

農林政務次官 小沢 辰男君

農林大臣官房長 亀長 友義君

農林省農政局長 池田 俊也君

農林省農地局長 中野 和仁君

水産庁長官 大和田啓氣君

委員外の出席者

専門員 松任谷健太郎君

十一月二十九日

農地法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

十二月一日

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第九号)

真珠養殖等調整暫定措置法案(内閣提出第二十四号)

開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法案(内閣提出第二十五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第九号)

真珠養殖等調整暫定措置法案(内閣提出第二十四号)

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第九号)

真珠養殖等調整暫定措置法案(内閣提出第二十四号)

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第九号)

真珠養殖等調整暫定措置法案(内閣提出第二十四号)

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第九号)

真珠養殖等調整暫定措置法案(内閣提出第二十四号)

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第九号)

真珠養殖等調整暫定措置法案(内閣提出第二十四号)

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第九号)

真珠養殖等調整暫定措置法案(内閣提出第二十四号)

号)

開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法案(内閣提出第二十五号)

○丹羽委員長 これより会議を開きます。

ただいま、本委員会に、昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案、真珠養殖等調整暫定措置法案、開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法案の各案が付託になりました。以上各案を議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○丹羽委員長 御異議ないと認め、さよう決しました。

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案

(旧法の規定による年金の額の改定)

第一条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号。以下「三十九年改正法」という。)による改正前の農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号。以下「旧法」という。)の資格の喪失(組合員にあつては旧法第十五条第二項各号に掲げる事由による組合員の資格の喪失、任意継続組合員にあつては旧法第十七条第四項第一号又は第二号の事由による任意継続組合員の資格

の喪失をいう。)をした組合員若しくは任意継続組合員又は旧法第三十九条第一項の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格の喪失又は障害給付の請求に係る旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和四十四年十一月分以後、その額を、これらの年金の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間の各月における標準給与の月額に別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額を基礎として、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則第四条第十一号に定める旧法の平均標準給与の仮定月額の算定の例により算定した額(その額が十一万円をこえるときは、十一万円とする。)を平均標準給与の月額とみなし、旧法(附則第五条を除く。)の規定を適用して算定した額に改定する。

2

前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

(新法の規定による年金の額の改定)

第二条 昭和四十四年十月三十一日以前に三十九年改正法による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「新法」という。)の資格喪失事由(組合員にあつては新法第十五条第二項各号に掲げる事由、任意継続組合員にあつては新法第十七条第六項各号に掲げる事由をいう。)に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金であつて、これらの年金の基礎となつた組合員期間のうち昭和三十九年九月以前の期間

濟組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第 号)第一条の規定を適用して算定した額とする。

附則第十一条第一号中「旧法の平均標準給与の月額」を「旧法の平均標準給与の仮定月額」に改める。

附則第十二条第三項中「旧法の平均標準給与

の月額又は旧法の平均標準給与の月額」を「旧法の平均標準給与の仮定月額又は旧法の平均標準の給与の仮定月額」に、「六万円」を「九万六千円」

に改める。

附則第十三条第一項第一号及び第十五条第二項第三号中「旧法の平均標準給与の年額」を「旧

法の平均標準給与の仮定年額に改める。

昭和四十四年十一月一日前に法の規定により給付事由が生じた給付については、前項の規定

による改正後の三十九年改正法附則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(法の一部改正)

農林漁業団体職員共済組合法の一部を次のように改正する。

八、五〇〇円未満	九、五〇〇円未満
八、五〇〇円以上	九、五〇〇円以上
九、五〇〇円以上	一〇、〇〇〇円未満
	一〇、〇〇〇円以上

を

に、「第五級」を「第

「四級」に、「第八級」を「第五級」に、「第九級」を「第八級」に、「第十二級」を「第九級」に、

に、「第十五級を「第十二級」に、「第十六級」
七十八級」を「第十五級」に、「第十九級」を「第
十級」を「第十八級」に、「第二十二級」を「第十

「第四級」を「第二十一級」に、「二十五級」を「第三十七級」を、「二十四級」に、「二十八級」「第三十級」を「二十七級」に、「第三十

「第三十三級 一一〇、〇〇〇円」

第一級	八、〇〇〇円	八、五〇〇円未満	九、五〇〇円未満
第二級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上	一〇、〇〇〇円未満
第三級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上	一〇、〇〇〇円未満
第四級	一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上	一一、〇〇〇円未満

を

[illegible]

一〇七、五〇〇円以上

一〇七、五〇〇円以上
一一五、〇〇〇円以上
一二五、〇〇〇円以上
一三五、〇〇〇円以上
一四五、〇〇〇円以上
一一五、〇〇〇円未満
一二五、〇〇〇円未満
一三五、〇〇〇円未満
一四五、〇〇〇円未満

6 昭和四十四年十一月一日前に法の規定により給付事由が生じた給付については、前項の規定による改正後の法第二十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(標準給与に關する経過措置)

7 昭和四十四年十一月一日前に組合員であつた者で同日まで引き続き組合員であるもの(法第二十条第五項の規定により同日現在により標準給与が定められるべき者及び同条第七項の規定により同月から標準給与が改定されるべき者を除く)のうち、同年十月の標準給与の月額が八千円、九千円若しくは一万円である者又は十一万円である者(当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額が十一万五千円未満である者を除く)の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を附則第五項の規定による改正後の法第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、農林漁業団体職員共済組合が改定する。

8 前項の規定によつて改定された標準給与は、昭和四十四年十一月から昭和四十五年九月までの各月の標準給与とする。

9 附則第七項の規定によつて改定された標準給与の月額を標準とする掛金の算定は、昭和四十四年十一月分以後の掛金について行なうものとす、同年十月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(退職年金等の最低保障に關する経過措置)

第三十級	第三十一級	第三十二級	第三十三級	第三十四級
一一〇、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円	一四〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円

に改める。

10 昭和四十四年十月一日以後に第二十条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員について、当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、遺族年金については、第三十条の組合員期間が二十年に満たないときは、この限りでない。

期間の区分	率
昭和三十四年一月から同年九月まで	一・七九四
昭和三十四年十月から昭和三十五年九月まで	一・七三八
昭和三十五年十月から昭和三十六年九月まで	一・六二四
昭和三十六年十月から昭和三十七年九月まで	一・三九八
昭和三十七年十月から昭和三十八年九月まで	一・二二一
昭和三十八年十月から昭和三十九年九月まで	一・〇七四

理由

農林漁業団体職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を国家公務員共済組合法等の規定による既裁定の年金の額の改定に準じて改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

真珠養殖等調整暫定措置法案 真珠養殖等調整暫定措置法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 真珠養殖等調整組合

第一節 総則(第三条―第十条)

第二節 事業(第十一条―第二十五条)

第三節 組合員(第二十六条―第三十二条)

第四節 設立(第三十三条―第四十条)

第五節 管理(第四十一条―第六十五条)

第六節 解散及び清算(第六十六条―第七十条)

第七節 事業活動の規制に關する命令等(第七十一条―第八十四条)

第八節 監督(第八十五条―第九十一条)

第三章 養殖いかだの密殖改善に關する措置(第九十二条―第九十七条)

第四章 雑則(第九十八条―第一百零四条)

第五章 罰則(第一百五十一条―第一百六条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、当分の間、真珠若しくは真珠貝の需給が著しく均衡を失し、若しくは失するおそれがある場合又は真珠若しくは真珠貝の養殖いかだの敷設の過密化により真珠若しくは真珠貝の品質が著しく低下し、若しくは低下するおそれがある場合に、真珠養殖業又は真珠母貝養殖業を営む者が適切にその事業活動を調整することができるようにする等の措置を定めることにより、これらの事業を営む者の経営の安定及び合理化を図り、真珠の正常な輸出を確保

して国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「養殖いかだ」とは、真珠又は真珠貝の養殖のため真珠貝を海中に垂下しておくためのいかだをいい、真珠又は真珠貝のはえなわ式養殖施設その他の養殖施設のうちいかだに代わる施設の部分を含むものとする。

2 この法律において「真珠養殖業」とは、海面に敷設する養殖いかだを使用して真珠を養殖する事業をいい、「真珠母貝養殖業」とは、海面に敷設する養殖いかだを使用して真珠貝を養殖する事業をいう。

第二章 真珠養殖等調整組合

第一節 総則

(組合の種類)

第三条 真珠養殖等調整組合(以下「組合」といふ)は、真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合連合会並びに真珠母貝養殖調整組合及び真珠母貝養殖調整組合連合会とする。

(人格及び住所)

第四条 組合は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(原則)

第五条 組合は、この法律に別段の定めがある場合のほか、次の要件のすべてを備えなければならない。

一 営利を目的としないこと。

二 組合員又は会員(以下「組合員」と総称する。)が任意に加入し、又は脱退することができること。

三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

(名称)

第六条 組合は、その名称中に次の文字を用いなければならない。

一 真珠養殖調整組合にあつては、真珠養殖調整組合

二 真珠養殖調整組合連合会にあつては、真珠養殖調整組合連合会

三 真珠母貝養殖調整組合にあつては、真珠母貝養殖調整組合

四 真珠母貝養殖調整組合連合会にあつては、真珠母貝養殖調整組合連合会

2 組合でない者は、その名称中に真珠養殖調整組合、真珠養殖調整組合連合会、真珠母貝養殖調整組合又は真珠母貝養殖調整組合連合会といふ文字を用いてはならない。

(設立)

第七条 真珠養殖調整組合又は真珠母貝養殖調整組合(以下「単位組合」と総称する。)は、一又は二以上の都道府県の区域を地区とする場合に限り、設立することができる。ただし、その地区は、種類を同じくする他の単位組合の地区と重複するものであつてはならない。

2 真珠養殖調整組合連合会又は真珠母貝養殖調整組合連合会(以下「連合会」と総称する。)は、全国を通じて各一個に限り、設立することができる。

第八条 単位組合は、組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となるものでなければ、設立することができない。

2 連合会は、会員たる資格を有する単位組合の三分の二以上が会員となるものでなければ、設立することができない。

(組合員たる資格)

第九条 組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

一 真珠養殖調整組合にあつては、当該組合の地区内の海面に敷設した養殖いかだにより真珠養殖業を営む者

二 真珠養殖調整組合連合会にあつては、真珠養殖調整組合

三 真珠母貝養殖調整組合にあつては、当該組合の地区内の海面に敷設した養殖いかだにより真珠母貝養殖業を営む者

四 真珠母貝養殖調整組合連合会にあつては、

真珠母貝養殖調整組合
(登記)

第十条 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二節 事業

(単位組合の事業)

第十一条 単位組合は、次の各号に掲げる事業の全部又は一部を行なうものとする。

一 真珠又は真珠貝の需給が著しく均衡を失し、又は失するおそれがあるため、これらの販売の競争が正常の程度をこえて行なわれることにより、資格養殖業(単位組合の組合員(連合会)にあつては、その会員たる単位組合の組合員)に係る資格に係る養殖業をいう。以下同じ。)に係る組合員の相当部分の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある場合における組合員が生産する資格養殖業に係る真珠若しくは真珠貝の出荷若しくは販売の数量若しくは方法に関する制限、その真珠若しくは真珠貝のうち過剰な部分についての廃棄その他の処理をすべき数量及び当該処理の方法に関する制限、その真珠若しくは真珠貝の養殖いかだその他の養殖施設に関する制限、その真珠の生産のための真珠貝のそり核施設の数、時期若しくは真珠貝の販売価格に関する制限又はその真珠若しくは真珠貝の販売価格を保持するため特に必要な場合がある場合における組合員が生産する資格養殖業に係る低品質の真珠若しくは真珠貝の出荷若しくは廃棄その他の処理に関する制限又は組合員が生産する資格養殖業に係る真珠の生産のための真珠貝のそり核施設の時期若しくはその真珠の養殖期間若しくは陸揚時期に関する制限。ただし、制限に係る真珠又は真珠貝の価格に不当に影響を与えるものを除く。

二 真珠の品質改善を図り、海外における国産真珠の価値を保持するため必要がある場合における組合員が生産する資格養殖業に係る低品質の真珠若しくは真珠貝の出荷若しくは廃棄その他の処理に関する制限又は組合員が生産する資格養殖業に係る真珠の生産のための真珠貝のそり核施設の時期若しくはその真珠の養殖期間若しくは陸揚時期に関する制限。ただし、制限に係る真珠又は真珠貝の価格に不当に影響を与えるものを除く。

三 前二号に掲げる制限に附帯する事業

2 単位組合は、前項の事業に関し組合員のためにする組合協約を締結することができる。

(調整規程の認可)

第十二条 単位組合は、その実施しようとする前条第一項第一号の事業(以下「安定事業」という。)又は同項第二号の事業(以下「品質改善事業」という。)に関し次の事項を定めた規程(以下「調整規程」という。)を設定し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 前条第一項第一号又は第二号に掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行なう期間

二 前号の制限を実施するための検査の方法

三 手数料又は制裁に関する事項

第十三条 農林大臣は、前条の認可に係る調整規程又はその変更が次の各号(品質改善事業に係る調整規程については、第三号及び第四号)に適合すると認めるときでなければ、同条の認可をしてはならない。

一 第一十一条第一号に掲げる事態を克服するため必要な最小限度をこえないこと。

二 組合員が生産する資格養殖業に係る真珠若しくは真珠貝の養殖いかだその他の養殖施設に関する制限、その真珠の生産のための真珠貝のそり核施設の数、時期若しくは真珠貝の養殖いかだその他の養殖施設に関する制限又はその真珠の生産のための真珠貝の販売価格に関する制限は、第十一号第一項第一号に掲げるその他の制限を行なうことによつては同号に掲げる事態を克服することが著しく困難である場合にするものであること。

三 不当に差別的でないこと。

四 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

(調整規程の変更命令及び認可の取消し)

第十四条 農林大臣は、調整規程の内容が前条各号(品質改善事業に係る調整規程については、同条第三号及び第四号)に適合するものでなくなつたと認めるときは、その単位組合に対し、

その調整規程を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

(調整規程の廃止の届出)

第十五条 単位組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(調整規程の設定等の議決)

第十六条 調整規程の設定、変更及び廃止は、総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、総組合員の二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

3 調整規程の設定は、第一項の規定にかかわらず、創立総会の議決によつてすることができる。

(制裁)

第十七条 単位組合は、調整規程で定めるところにより、調整規程に違反した組合員に対し、過怠金その他の制裁を課することができる。

(検査員)

第十八条 単位組合は、定款で定めるところにより、調整規程の実施を検査するため、検査員を置くことができる。

(従業員に対する配慮)

第十九条 単位組合の組合員は、調整規程に従いその事業活動を制限するに当たつては、その従業員に不利益を及ぼすことがないように努めなければならない。

(組合協約の交渉及び締結)

第二十条 次の各号の一に該当する者は、単位組合の代表者が、政令で定めるところにより、調整規程又はその案を示してその調整規程による安定事業又は品質改善事業に関し第十一号第二項の組合協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、正当な理由がない限りその交渉に応じなければならない。

一 単位組合の組合員と資格養殖業に関し取引関係がある事業者又は当該事業者を直接若しくは間接の構成員とする団体で政令で定め

るもの

二 単位組合の組合員たる資格を有する者で単位組合に加入していないもの

2 単位組合の代表者は、調整規程が設定され又は変更される前にその案に係る安定事業又は品質改善事業に關し前項の規定による申出をしうとするときは、その申出に係る組合協約の内容及びその申出の相手方につき總會の承認を得なければならぬ。

3 農林大臣は、第一項の規定による申出が行なわれた場合において、その単位組合の組合員が営む資格養殖業の経営の安定のため特に必要があるとき、その単位組合又はその交渉の相手方に対し、組合協約の締結に關し必要な勧告をすることが出来る。

(組合協約の効力)
第二十一条 第二項の組合協約は、あらかじめ總會の承認を得て同項の組合協約であることを明記した書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

2 第二十一条第二項の組合協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

3 単位組合の組合員が締結する契約で、その内容が第二十一条第二項の組合協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約したものとみなす。

(組合協約の認可等)

第二十二條 単位組合が、その行なう安定事業又は品質改善事業に關し第二十条第一項第二号に掲げる者と締結する第二十一条第二項の組合協約は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 農林大臣は、前項の認可の申請に係る組合協約又はその變更が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 安定事業に係るものにあつては、第二十一条

第一項第一号に掲げる事態を克服するため必要最小限度をこえないこと。

二 品質改善事業に係るものにあつては、第二十一条第二号に規定する要件に適合すること。

三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

四 その組合協約又はその變更後の組合協約の定めによりその相手方が遵守すべきこととなる事項が組合員が調整規程の定めにより遵守すべき事項と同一であること。

3 第十四条及び第十五条の規定は、第一項の組合協約について準用する。この場合において、第十四条中「前条各号(品質改善事業に係る調整規程については、同条第三号及び第四号)」とあるのは、「第二十二條第二項各号」と読み替へるものとする。

(連合会の事業)

第二十三條 連合会は、次の各号に掲げる事業の全部又は一部を行なうものとする。

一 会員たる単位組合が行なう安定事業の全部又は一部についての総合調整

二 会員たる単位組合が行なう品質改善事業の全部又は一部についての総合調整

三 会員たる単位組合の事業についての指導及び連絡

四 前三号の事業に附帯する事業

2 連合会は、前項の事業に關し会員たる単位組合及びその組合員のためにする組合協約を締結することができる。

(総合調整規程の認可)

第二十四條 連合会は、その実施しようとする前条第一項第一号又は第二号の事業に關し次の事項を定めた規程(以下「総合調整規程」という。)を設定し、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。

一 会員たる単位組合が行なう第二十一条第一項第一号又は第二号に掲げる制限の種類及び方

法並びにその制限を行なう期間の総合調整

二 前号の制限を実施するための検査の方法の総合調整

三 手数料及び制裁に關する事項の総合調整(準用)

第二十五條 第十三條(第二号を除く。)、第十四条から第十八条まで及び第二十條から第二十二條までの規定は、連合会の事業について準用する。この場合において、第二十條第一項中「単位組合の組合員」とあるのは「連合会の会員たる単位組合の組合員」と、同項第二号中「単位組合」とあるのは「連合会の会員たる単位組合の組合員」と、第二十一条第二項中「組合員」とあるのは「会員たる単位組合の組合員」と、同条第三項中「単位組合の組合員」とあるのは「連合会の会員たる単位組合の組合員」と、第二十一条第二項中「組合員」とあるのは「会員たる単位組合の組合員」と、第二十二條第二項第四号中「組合員」とあるのは「会員たる単位組合の組合員」と読み替へるものとする。

第三節 組合員

(議決権及び選挙権)
第二十六條 組合員は、各一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、連合会の会員に対しては、その組合員の数に応じて、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、二個以上の議決権及び選挙権を与えることができる。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第五十九條の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行なうことができる。この場合には、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、出席者とみなす。

4 代理人は、六人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し

出さなければならない。

(経費の賦課)

第二十七條 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払いについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(手数料)

第二十八條 組合は、定款で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(加入)

第二十九條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第三十條 組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得た時に組合員となる。

(脱退)

第三十一條 組合員は、三十日前までに予告して脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、九十日をこえてはならない。

第三十二條 組合員は、次の原因によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、次に掲げる組合員につき、總會の議決によつてすることができる。この場合には、組合は、その總會の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、總會において、弁明する機会を与えなければならない。

一 調整規程(連合会の会員については、総合調整規程)に違反し、その他組合の目的の遂行に反する行為をした組合員

二 経費の支払いその他組合に対する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める事項に該当する組合員を除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

第四節 設立

(発起人)

第三十三条 単位組合を設立するには、その組合員にならうとする十人以上の者が、連合会を設立するには、その会員にならうとする二以上の単位組合が発起人となることを要する。

(創立総会)

第三十四条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の決定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができ、ただし、組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対して設立の同意を申し出たものの二分の一以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

6 第二十六条並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百三十九条第五項、第二百四十三條（特別利害関係人の議決権）、第二百四十四條（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十五條（総会の議事録）、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條（総会の決議の取消し又は無効）の規定は、創立総会について準用する。この場合において、同法第二百四十三條中「第二百三十二條ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは、真珠養殖等調整暫定措置法第三十四條第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは「発起人」

と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「真珠養殖等調整暫定措置法第三十四條第五項」と読み替へるものとする。

(設立の認可)

第三十五条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員ノ氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を農林大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 農林大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 第七条及び第八条の要件を備えていること。

二 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。

(理事への事務の引継ぎ)
第三十六条 発起人は、前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

(設立の認可の取消し)
第三十七条 組合が第三十五条第一項の認可があつた日から九十日を経過しても設立の登記をしないときは、農林大臣は、その認可を取り消すことができる。

(成立の時期)
第三十八条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(成立の届出)
第三十九条 組合は、成立の日から二週間以内に、農林大臣にその旨を届け出なければならない。

(商法の準用)
第四十条 商法第四百二十八條（株式会社の設立の無効）の規定は、組合の設立について準用する。

第五節 管理

(定款)

第四十一条 組合の定款には、次の事項（連合会

にあつては、第三号の事項を除く。）を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所の所在地
- 五 組合員たる資格に関する規定
- 六 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 七 経費の分担に関する規定
- 八 役員の数及びその選挙又は選任に関する規定
- 九 事業年度
- 十 公告の方法

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又は原因を記載しなければならない。

(規約)
第四十二条 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

- 一 総会又は総代会に関する規定
- 二 業務の執行及び会計に関する規定
- 三 役員に関する規定
- 四 組合員に関する規定
- 五 その他必要な事項

(役員)
第四十三条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

4 理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員（法人たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。）でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員にならうとする者（法人を除き、法人の業務を執行する役員を含む。）でなければならない。

ればならない。

5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

6 役員は、選挙は、無記名投票によつて行なう。

7 投票は、選挙権一個につき一票とする。

8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、組合員が総会（設立当時の役員にあつては、創立総会）において選任することができる。

(役員の変更の届出)
第四十四条 組合は、役員ノ氏名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、農林大臣にその旨を届け出なければならない。

(役員の任期)
第四十五条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(理事会)
第四十六条 組合の業務の執行は、理事会が決する。

第四十七条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

(監事の兼職禁止)
第四十八条 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(理事の自己契約)
第四十九条 理事は、理事会の承認を受けた場合

に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条（自己契約）の規定を適用しない。

(理事の責任)

第五十条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 理事がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第五十二条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

3 商法第二百六十六条第二項から第四項まで(取締役の責任)の規定は、第一項の理事の責任について準用する。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第五十一条 理事は、定款、規約、調整規程又は組合調整規程並びに總會及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 加入の年月日

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

第五十二条 理事は、通常總會の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常總會に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧等)

第五十三条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(役員解任)

第五十四条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき總會において出席者の過半数(連合会にあつては、出席した会員の議決権の過半数の議決権を有する会員の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令、定款、規約又は調整規程若しくは組合調整規程の違反を理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事は、その請求を總會の議に付し、かつ、總會の会日から一週間前までに、その請求に係る役員に前項の書面の写しを送付し、かつ、總會において弁明する機会を与えなければならない。

5 第五十七条第二項及び第五十八条の規定は、前項の場合について準用する。

(商法等の準用)

第五十五条 商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十八条(欠員の場合の処置)、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで(取締役に対する訴及及び第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)の規定は、理事及び監事について、民法第五十五条(代表権の委任)並びに商法第二百五十四条ノ二(取締役の義務)、第二百六十一条から第二百六十二条まで(会社代表)及び第二百七十二條(株主の

差止請求権)の規定は、理事について、第五十条並びに商法第二百七十四条(報告を求め調査をする権限)及び第二百七十八条(取締役と監査役との連帯責任)の規定は、監事について、同法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで(取締役会の招集)及び第二百六十条ノ三(取締役会の議事録)の規定は、理事会について準用する。この場合において、同法第二百五十八条第二項(同法第二百六十一条第三項において準用する場合を含む。)中「裁判所」とあるのは「農林大臣」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「真珠養殖等調整暫定措置法第五十二条第二項」と読み替えるものとする。

(總會の招集)

第五十六条 通常總會は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第五十七条 臨時總會は、必要があるときは、定款で定めるところにより、何時でも招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して總會の招集を請求したときは、理事会は、その請求があつた日から二十日以内に臨時總會を招集すべきことを決しなければならない。

第五十八条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、その請求をした日から十日以内に理事が總會の招集の手続をしないときは、農林大臣の承認を得て總會を招集することができる。理事の職務を行なう者がいない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも、同様とする。

(總會の招集の手続)

第五十九条 總會の招集は、会日の十日以前までに、會議の目的たる事項を示し、定款で定める方法に従つてしなければならない。

(通知又は催告)

第六十条 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(總會の議決事項)

第六十一条 次の事項は、總會の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 規約の設定、変更又は廃止
- 三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
- 四 経費の賦課及び徴収の方法
- 五 その他定款で定める事項

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第三十五条第二項の規定は、前項の認可について準用する。

(總會の議事)

第六十二条 總會の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長は、總會において選任する。

2 議長は、總會において選任する。

3 議長は、組合員として總會の議決に加わる権利を有しない。

4 總會においては、第五十九条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

(特別の議決)

第六十三条 次の事項は、総組合員の二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 組合の解散
- 三 単位組合の合併

四 組合員の除名

(商法の準用)

第六十四条 商法第二百三十一条(總會の招集の決定)、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三條(總會の延期又は続行の決議)、第二百四十四條(總會の議事録)、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條(總會の決議の取消し又は無効の規定は、總會について準用する。この場合において、同法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「真珠養殖等調整暫定措置法第五十九條」と、同法第二百四十七條第一項中「第二百四十三條」とあるのは「真珠養殖等調整暫定措置法第六十三條」と読み替へるものとする。)

(総代会)

第六十五条 組合員の総数が二百人をこえる組合は、定款で定めるところにより、總會に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総代会は、定款で定めるところにより、組合員のうちから、その住所等に応じて公平に選挙されなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時にける組合員の総数の十分の一(組合員の総数が千人をこえる組合にあつては、百人)を下つてはならない。

4 第四十三條第六項及び第七項の規定は、総代の選挙について準用する。

5 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

6 總會に関する規定は、総代会について準用する。この場合において、第二十六條第二項後段中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「六人」とあるのは「三人」と読み替へるものとする。

7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙(補欠の総代の選挙を除く。)をし、又は組合の解散若しくは単位組合の合併の

議決をすることができない。

第六節 解散及び清算

(解散の原因)

第六十六条 組合は、次の原因によつて解散する。

- 一 總會の決議
- 二 組合の破産
- 三 定款で定める存立時期の満了又は解散の原因の発生
- 四 第八十八條第一項の規定による解散の命令

2 単位組合の合併は、前項に掲げる原因によるほか、単位組合の合併によつて解散する。

3 解散の決議は、農林大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

4 組合は、第一項第三号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(合併の手続)

第六十七条 単位組合が合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。

2 合併は、農林大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第三十五條第二項の規定は、前項の認可について準用する。

第六十八条 合併によつて単位組合を設立するには、各単位組合の總會において組合員(法人たる組合員を除く。組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。)のうちから選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 第四十三條第四項本文の規定は、前項の規定による役員のうち理事の選任について準用する。

3 第六十三條の規定は、第一項の規定による設立委員の選任について準用する。

(合併の時期)

第六十九条 単位組合の合併は、合併後存続する単位組合又は合併によつて成立する単位組合

が、その主たる事務所の所在地において、合併による変更又は設立の登記をすることによつてその効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)

第七十条 合併後存続する単位組合又は合併によつて設立した単位組合は、合併によつて消滅した単位組合の権利義務(当該単位組合がその行なう事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(商法等の準用)

第七十一条 商法第四百条から第六十六条まで及び第七十一条から第七十二条まで(合名会社の合併の無効)並びに非訟事件手続法明治三十一年法律第十四号(第三百三十五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定は、単位組合の合併について準用する。)

(清算人)

第七十二条 組合が解散したときは、破産及び単位組合の合併による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

(商法等の準用)

第七十三条 商法第四百六条、第四百二十四条、第四百二十五条、第四百二十九条第二項及び第三項、第四百三十一条、第四百十七條第二項、第四百十八條から第四百二十四条まで、第四百二十六條及び第四百二十七條(合名会社及び株式会社の清算)並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條、第三百三十八條及び第三百三十九條ノ三(法人の清算の監督)の規定は、組合の解散及び清算について、第四十六條から第五十三條まで、第五十七條第二項及び第五十八條並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十四條ノ二(取締役の職務)、第二百五十八條から第二百五十九條ノ三まで

(欠員の場合の処置及び取締役会の招集)、第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで(取締役会の議事録及び会社代表)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴)、第二百七十二條(株主の差止請求権)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任解除)の規定は、組合の清算人について準用する。この場合において、同法第二百五十八條第二項(同法第二百六十一條第三項において準用する場合を含む。中「裁判所」とあるのは「農林大臣」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「真珠養殖等調整暫定措置法第七十三條ニ於て準用スル同法第五十二條第二項」と、同法第四百十七條第二項中「前項」とあるのは「真珠養殖等調整暫定措置法第七十二條」と、同法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「總組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替へるものとする。

第七節 事業活動の規制に関する命令等(事業活動の規制に関する命令)

第七十四条 農林大臣は、調整規程を定めて安定事業を実施している単位組合の組合員たる資格を有する者であつて組合員以外のものの当該資格養殖業に係る事業活動が第十一條第一項第一号に掲げる事態の克服を阻害しており、又はその単位組合の組合員たる資格を有する者の当該資格養殖業に係る事業活動を自主的に調整することによつては同号に掲げる事態を克服することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適當でない認められる場合において、このような状態が継続すること、その単位組合の地区内の海面に敷設した養殖いかだを使用して当該資格養殖業を営む者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあることを認められるときは、政令で定めるところにより、その調整規程の内容を参照して、当該資格養殖業に係る同号に掲げる制限を定め、その

単位組合の組合員たる資格を有する者に対し、これに従うべきことを命ずることができる。

第七十五条 農林大臣は、連合会で、当該連合会に係る資格養殖業を営む者の三分の二以上がその会員たる単位組合（安定事業を実施しているものに限る。以下この条において同じ。）の組合員となつてゐるものが、総合調整規程を定めて第二十三条第一項第一号の事業を実施している場合であつて、その会員たる単位組合の組合員たる資格を有する者で当該単位組合の組合員でないものの当該資格養殖業に係る事業活動が第十一條第一項第一号に掲げる事態の克服を阻害してあり、又はその会員たる単位組合の全部若しくは大部分が当該単位組合の組合員たる資格を有する者の当該資格養殖業に係る事業活動を自主的に調整することによつては同号に掲げる事態を克服することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適当でないこと認められる場合において、このようない状態が継続することは、当該資格養殖業を営む者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その総合調整規程の内容を参酌して、当該資格養殖業に係る同号に掲げる制限を定め、当該資格養殖業を営む者に対し、これに従ふべきことを命ずることができる。

（真珠養殖業等の免許についての配意事項）
第七十六条 都道府県知事は、農林大臣が第七十四条又は前条の規定による命令をした場合において、その命令の有効期間中に真珠養殖業又は真珠母貝養殖業（第七十四条の規定による命令の場合にあつては、その命令に係る単位組合の地区内の海面に敷設する養殖いかだを使用し、真珠又は真珠母貝を養殖する事業に限る。）を内容とする区画漁業の免許（その変更の免許を含む。）をしよとするとときは、その命令をする要件となつた事態の改善に支障を及ぼすこととならないように配意しなければならない。

（養殖いかだの新規敷設の制限命令）
第七十七条 農林大臣は、第七十四条又は第七十五条の規定により真珠又は真珠母貝の養殖いかだの制限に関する命令をするに際し、又は命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令の有効期間中に限り、政令で定めるところにより、海面（第七十四条の規定による命令の場合にあつては、その命令に係る単位組合の地区内の海面）における真珠又は真珠母貝の養殖いかだの新たな敷設の制限又は禁止を命ずることができる。

（命令の決定及び形式）
第七十八条 第七十四条の規定による命令は当該単位組合が、第七十五条の規定による命令は当該連合会が、總會の議決を経て、農林大臣に申し出た場合でなければ、することができない。

2 農林大臣は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、第七十四条又は第七十五条の規定による命令をするかどうかを決定し、その申出をした組合にその結果を通知しなければならない。

3 第十六條第二項の規定は、第一項の議決について準用する。

4 第七十四条、第七十五条又は前条の規定による命令は、農林省令をもつてするものとする。

（聴聞）
第七十九条 農林大臣は、第七十四条、第七十五条又は第七十七条の規定による命令をしよとするとときは、聴聞を行ない、広く一般の意見をきかなければならない。

（調整規程等の変更命令）
第八十条 農林大臣は、第七十四条若しくは第七十五条の規定による命令をしよとするととき、又はその命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令に係る組合に對し、期間を定めてその調整規程又は総合調整規程を変更すべきことを命ずることができる。

（命令の変更又は取消し）
第八十一条 農林大臣は、第七十四条、第七十五条又は第七十七条の規定による命令をした後に、これら規定によりその命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

（事務の処理）
第八十二条 農林大臣は、第七十四条又は第七十五条の規定による命令をする場合において、その命令の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その命令に係る事務の一部はその命令に係る単位組合又は連合会若しくはその会員たる単位組合が処理すべき旨を定めることができる。

（手数料）
第八十三条 第七十四条又は第七十五条の規定による命令に基づく登録、割当て、検査その他の処分を受ける者は、農林省令で定めるところにより、その処分をするのに直接必要となる費用の額をこえない範囲内において農林省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（秘密保持義務）
第八十四条 第八十二条の規定により第七十四条又は第七十五条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは職員でその事務に従事するもの又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第八節 監督
（検査の請求）
第八十五条 組合員は、その總数の十分の一以上の同意を得て、その組合の業務又は会計が法令、定款、規約又は調整規程若しくは総合調整規程に違反する疑いがあることを理由として、農林大臣にその検査を請求することができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、農林大臣は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

（必要措置命令）
第八十六条 農林大臣は、組合の業務若しくは会計が法令、定款、規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程に違反し、若しくは組合の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合が正当な理由がないのに成立の日から一年以上に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に對し、期間を定めて必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（役員等の解任命令）
第八十七条 農林大臣は、第八十二条の規定により第七十四条又は第七十五条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は検査員でその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、又は役員若しくは検査員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができ。

（解散命令）
第八十八条 農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に對し、解散を命ずることができる。

一 第五條又は第八條の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二 第八十六条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

2 農林大臣は、前項の規定により解散を命じよとするとときは、その組合に對し、あらかじめ命令をしよとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）
第八十九条 組合は、毎事業年度、通常總會の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（規制に関する命令についての不服の申出）
第九十条 第七十四条、第七十五条又は第七十七条の規定による命令に不服がある者は、その旨を記載した書面をもつて農林大臣に對して不服を申し出ることができる。

計が法令、定款、規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程に違反し、若しくは組合の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合が正当な理由がないのに成立の日から一年以上に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に對し、期間を定めて必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（役員等の解任命令）
第八十七条 農林大臣は、第八十二条の規定により第七十四条又は第七十五条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は検査員でその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、又は役員若しくは検査員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができ。

（解散命令）
第八十八条 農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に對し、解散を命ずることができる。

一 第五條又は第八條の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二 第八十六条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

2 農林大臣は、前項の規定により解散を命じよとするとときは、その組合に對し、あらかじめ命令をしよとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）
第八十九条 組合は、毎事業年度、通常總會の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（規制に関する命令についての不服の申出）
第九十条 第七十四条、第七十五条又は第七十七条の規定による命令に不服がある者は、その旨を記載した書面をもつて農林大臣に對して不服を申し出ることができる。

第九十一条 農林大臣は、組合の業務若しくは会計が法令、定款、規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程に違反し、若しくは組合の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合が正当な理由がないのに成立の日から一年以上に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に對し、期間を定めて必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（組合の行為についての審査請求）
第九十一条 第八十二条の規定により第七十四条

第九十一条 第八十二条の規定により第七十四条又は第七十五条の規定による命令に係る事務を處理する組合がその事務の處理としてした行爲に不服がある者は、農林大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

第三章 養殖いかだの密殖改善に関する措置

(密殖改善計画)

第九十二条 農林大臣は、真珠又は真珠貝の主要な養殖漁場の海域で、これらの養殖に關する自然的社會的經濟的諸条件をおおむね等しくする政令で定めるものにおいて、養殖いかだの敷設の密度が著しく適正を欠き、又は欠くおそれがあり、その結果真珠又は真珠貝の品質が著しく低下し、又は低下するおそれがある場合において、海外における國產真珠の声価を保持するため必要があるときは、当該海域における養殖いかだの敷設密度の適正化を図るための計画（以下「密殖改善計画」という。）を定めなければならない。

2 密殖改善計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 養殖いかだの敷設密度の適正化を図るべき海域(以下「密殖海域」という。)の範囲
- 二 密殖海域について目標とすべき養殖いかだの敷設数の適正な限度
- 三 前号の目標を達成するのに要する期間
- 四 その他農林省令で定める事項

農林大臣は、密殖改善計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。これを變更したときも、同様とする。

〔真珠養殖業等の免許についての配意事項〕

第九十三条 都道府県知事は、漁場の区域の全部又は一部が密殖海域に含まれる真珠養殖業又は真珠母貝養殖業を内容とする区画漁業の免許（その変更の免許を含む。）をするに当たつては、当該密殖海域につき定められた密殖改善計画に

配意しなければならぬ。

(共同行為の指示)

第九十四條 農林大臣は、第九十二條第一項の規定により密殖改善計画を定めた場合において、当該計画に定める同条第二項第二号の目標を達成するため特に必要があると認めるときは、農林省令で定めるところにより、真珠養殖業又は真珠母貝養殖業を営む者が当該目標に係る密殖海域に敷設することができる養殖いかだの数の限度を定め、当該真珠養殖業又は真珠母貝養殖業を営む者に対しその限度をこえて養殖いかだを敷設しないことに關する共同行為を実施すべきことを指示することができる。

前項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行なう。

(共同行為の内容)

第九十五条 前条第二項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

- 一 第九十二条第二項第二号の目標を達成するため必要な最小限度をこえないこと。
- 二 不当に差別的でないこと。
- 三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

(共同行為の指示の変更等)

第九十六條 農林大臣は、第九十四条第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならぬ。

(共同行為の届出)

第九十七條 第九十四條第一項の規定による指示（前条の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた者は、その指示に従ひ共同行為をしたときは、遅滞なく、農林省令で定める事項を農林大臣に届け出なければならない。これを變更し、又は廃止したときも、同様とする。

第四章 雜則

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第九十八條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第十二条若しくは第二十四条の認可を受けた調整規程若しくは總合調整規程又は第二十二條第一項(第二十五條において準用する場合を含む)の認可を受けた組合協約及びこれらに基づいてする行為並びに第九十四條第一項の規定による指示を受けた者がその指示に従つてする共同行為には、適用しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 不公正な取引方法を用いるとき、又は組合員に不公正な取引方法に該當する行為をさせるようにするとき。
- 二 次条第五項の規定による公示があつた後一月を経過したとき(同条第四項の請求に応じ、農林大臣が第十四条第二十二条第三項(第二十五条において準用する場合を含む。)(又は第二十五条において準用する場合を含む。))の規定による処分をした場合を除く。)

次条第四項の規定による請求が調整規程若しくは総合調整規程又は組合協約の定めの一部について行なわれたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その調整規程若しくは総合調整規程又は組合協約のうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基づいてする行為には、適用しない。

(公正取引委員会との関係)

第九十九條 農林大臣は、第十二条第一項第一号に掲げる制限のうち組合員が生産する資格養殖業に係る真珠若しくは真珠貝の養殖いかだその他の養殖施設に関する制限、その真珠の生産のための真珠貝のそう核技術の數量、時期若しくは時間に関する制限又はその真珠若しくは真珠貝の販売価格に関する制限に係る調整規程若しくは總合調整規程について第十二条若しくは第二十

四条の認可をしようとするとき、又はその調整規程若しくは総合調整規程に係る組合協約について第二十二條第一項(第二十五條において準用する場合を含む。)の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

農林大臣は、第十二条、第二十二條第一項（第二十五条において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条の認可をしようとするとき（前項に規定する場合を除く。）、第七十四条、第七十五条若しくは第七十七条の規定による命令をしようとするとき、又は第九十四条第一項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

農林大臣は、第十四条(第二十二條第三項第二十五條において準用する場合を含む。)(又は第二十五條において準用する場合を含む。)、第八十條若しくは第九十六條の規定による処分をしたとき、又は第九十七條の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

公正取引委員会は、組合が第十二条若しくは第二十四条の認可を受けた調整規程若しくは総合調整規程の内容が第十三条各号（第二十五条において準用する場合を含む。）に適合するものでなくなつたと認めるとき、又は組合が第二十二條第一項（第二十五条において準用する場合を含む。）の認可を受けた組合協約の内容が第二十二條第二項各号（第二十五条において準用する場合を含む。）に適合するものでなくなつたと認めるときは、農林大臣に対し、第十四條（第二十二條第三項（第二十五条において準用する場合を含む。）又は第二十五条において準用する場合を含む。）の規定による処分をすべきことを請求することができる。

公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(真珠養殖事業審議会への諮問)

百条 農林大臣は、第七十四条、第七十五条若

しくは第七十七条の規定による命令をしようとするとき、又は第九十二条第一項の規定により密殖改善計画を定めようとするときは、真珠養殖事業審議会に諮問しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、農林大臣は、この法律の施行に関する重要事項について、真珠養殖事業審議会の意見をきくことができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(関係都道府県知事の意見の聴取)

第百一条 農林大臣は、第十二条若しくは第二十条第一項の認可をしようとするとき、第七十四条の規定による命令若しくは当該命令に係る第七十七条の規定による命令をしようとするとき、第九十二条第一項の規定により密殖改善計画を定めようとするとき又は第九十四条第一項の規定による指示をしようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

(報告の徴収)

第百二条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、組合、単位組合の組合員たる資格を有する者、第二十條第一項第一号(第二十五条において準用する場合を含む)に掲げる者であつて同項第二十五条において準用する場合を含む)の規定による申出を受けたもの又は第七十七条の規定による命令に係る養殖いかだを敷設している者に對し、その業務又は会計の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査)

第百三条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、単位組合の組合員たる資格を有する者又は第七十七条の規定による命令に係る養殖いかだを敷設している者の漁場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、業務若しくは会計の状況又は養殖いかだ、真珠若しくは真珠貝を検査させることができる。

2 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合の事務所に立ち入り、業務又は会計の状況を検査させることができる。

第百四条 この法律に規定する農林大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

第五章 罰則

第百五条 第八十二条の規定により第七十四条又は第七十五条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は職員でその事務に従事するものが、その職務に關し、わいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相當の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

第百六条 前条に規定する役員又は職員にならうとする者が、その担当すべき職務に關し、請託を受けたりわいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、同条に規定する役員又は職員となつた場合において、三年以下の懲役に処する。

2 前条に規定する役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相當の行為をしなかつたことに關し、わいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第百七条 前二条の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百八条 第百五条又は第百六条に規定するわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その

刑を減輕し、又は免除することができる。

第百九条 第八十四条の規定に違反して、その職務に關し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百十條 第七十四條、第七十五條又は第七十七條の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百十一條 第十二條又は第二十四條の認可を受けないうで調整規程又は総合調整規程を実施した組合の理事は、十萬元以下の罰金に処する。

第百十二條 次の各号の一に該當する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六條第二項の規定に違反した者

二 第十五條(第二十二條第三項(第二十五條において準用する場合を含む)又は第二十五條において準用する場合を含む)又は第九十七條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第八十五條第二項又は第百三條第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第百二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百十三條 第八十六條の規定による命令に違反した組合の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第百十四條 第八十條の規定により農林大臣が調整規程又は総合調整規程を変更すべきことを命じた場合においてその変更のための手続をしなかつた組合の理事は、一萬元以下の罰金に処する。

第百十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第百十條又は第百十二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

第百十六條 次の各号の一に該當する場合には、その違反行為をした組合の発起人、役員又は清算人は、一萬元以下の過料に処する。

算人は、一萬元以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合が行なうことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 第十條第一項の政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

三 第二十九條の規定に違反したとき。

四 第三十二條第二項後段又は第五十四條第四項の規定に違反したとき。

五 第三十四條第六項若しくは第六十四條において準用する商法第二百四十四條、第二百五十五條若しくは第七十三條において準用する商法第二百六十條ノ三又は第七十三條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十九條、第四十四條又は第六十六條第四項の規定に違反したとき。

七 第四十三條第五項の規定に違反したとき。

八 第四十八條(第七十三條において準用する場合を含む)の規定に違反したとき。

九 第五十一條又は第五十二條(これらの規定を第七十三條において準用する場合を含む)の規定に違反して書類を備えておかず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十 第五十三條(第七十三條において準用する場合を含む)又は第五十五條において準用する商法第二百七十四條第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十一 第五十五條において準用する商法第二百七十四條第二項又は第七十三條において準用する商法第四百十九條第一項の規定による調査を妨げたとき。

十二 第五十六條の規定に違反したとき。

十三 第七十三條において準用する商法第二百三

十一 一条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十四 第七十三条において準用する商法第四百二十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五 第七十三条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたととき。

十六 第七十三条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十七 第八十九条の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に真珠養殖調整組合、真珠養殖調整組合連合会、真珠母貝養殖調整組合又は真珠母貝養殖調整組合連合会という文字をその名称中に使用している者については、第六条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

3 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「漁業生産調整組合」の下に、「真珠養殖調整組合、真珠養殖調整組合連合会、真珠母貝養殖調整組合及び真珠母貝養殖調整組合連合会」を加える。

4 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十三 真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第 号)

5 所得税法(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中新技術開発事業団の項の次に次のように加える。

真珠母貝養殖調整組合	真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第 号)
真珠母貝養殖調整組合連合会	
真珠養殖調整組合	
真珠養殖調整組合連合会	

6 法人税法(昭和四十四年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

真珠母貝養殖調整組合	真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第 号)
真珠母貝養殖調整組合連合会	
真珠養殖調整組合	
真珠養殖調整組合連合会	

別表第二第一号の表中私立学校教職員共済組合の項の次に次のように加える。

理由

最近における真珠及び真珠貝の需給の著しい不均衡並びに主要な養殖漁場の海域における養殖いかだの敷設の過密化による真珠及び真珠貝の品質の著しい低下により真珠養殖業及び真珠母貝養殖業を営む者の経営の安定と合理化が著しく阻害されている現状にかんがみ、これらの者の経営の安定と合理化を図り、真珠の正常な輸出を確保するため、当分の間、このような事態が生じ又は生ずるおそれがある場合に、これらの者が適切にその事業活動を調整することができるようになる等の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法案
開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法案

(目的)
第一条 この法律は、開拓者資金に係る政府の貸付金債権につきその償還条件を緩和する措置及びその措置に係る貸付金債権の管理に関する業務を農林漁業金融公庫に移管する措置を定めること等により、開拓者の営農の振興を図るとともに、その貸付金債権の管理の適正化に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「開拓者資金」とは、開拓者資金融通法(昭和二十二年法律第六号)第一条の規定による政府の貸付金(開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法(昭和三十五年法律第二百二十五号。以下「条件緩和法」という。))第四条の三者間の契約に基づき開拓者が引き受けた債務に対応する政府の貸付金債権に係る貸付金を含む。及び開拓者資金振興臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)第五条の二第一項の規定による政府の貸付金をいう。

2 この法律において「未措置債権」とは、開拓者資金融通法第一条の規定により昭和三十五年三月三十一日までに締結された貸付契約に係る政府の貸付金債権(条件緩和法第四条の三者間の契約に基づき開拓者が引き受けた債務に対応する政府の貸付金債権を含む)のうち、昭和三十七年三月三十一日までに、条件緩和法第一条第一項、第二条(同法第五条において準用する場合を含む。又は第三条第一項の規定による変更契約を締結されたもの以外のものをいう。)

(一般開拓者に対する貸付金の償還条件の緩和)
第三条 政府は、開拓者資金に係る貸付契約でその契約に係る貸付金の残高が存するもの(農林省令で定める貸付契約を除く。以下単に「貸付契約」という。)のうち、一般開拓者(次条第一項の特定開拓者以外の開拓者をいい、開拓者であつた者その他開拓者以外の者で開拓者資金に係る借入金債務を有する者を含む。以下同じ。)を相手方とするものに係る貸付金債権及び一般開拓者が第五条第一項又は第二項の三者間の契約に基づき引き受ける債務(未納の利子及び延滞金に係るものを除く。)に対応する政府の貸付金債権(以下「緩和対象貸付金債権」と総称する。)につき、その一般開拓者からの申出があつたときは、その者を相手方として、次により、償還に関する条件を変更する契約を締結することができる。この場合には、政府は、相当と認められる保証人の保証その他の担保を徴するものとする。

一 緩和対象貸付金債権で、その契約を締結する日の属する年の一月一日の午前零時(その債権が未措置債権である場合には、その契約を締結する日の属する会計年度の初日の午前零時。以下「起算時」という。)におけるその貸付金の償還期間(据置期間が置かれる場合には、据置期間を含む。以下同じ。)の残存期間が三年以上であるものにあつては、これに係る起算時における貸付金の残高(起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く)を、起算時において、政府からその一般開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法(据置期間に係る利子については、その各納付期限までの期間に係る利子につき当該各納付期限における支払の方法)により償還すること。この場合において、当該変更後据置期間を置かないこととなる緩和対象貸付金債権についての年賦金の額は、起算時の属する日後最初に到来する納付期限に係るものにあつては、その納付期限が一月三十一日又は四月三十日(その債権が未措置債権である場合には、四月三十日又は七月三十一日)であるときは、その貸し付けたものとされた額を支払期間を起算時における当該変更前の貸付金の償還期間の残存期間に相当する期間とし、利率を当該変更後の貸付金の利率と同率として元利均等年賦支払の方法により償還するものとした場合に算出される年賦

拓者が第五条第一項又は第二項の三者間の契約に基づき引き受ける債務(未納の利子及び延滞金に係るものを除く。)に対応する政府の貸付金債権(以下「緩和対象貸付金債権」と総称する。)につき、その一般開拓者からの申出があつたときは、その者を相手方として、次により、償還に関する条件を変更する契約を締結することができる。この場合には、政府は、相当と認められる保証人の保証その他の担保を徴するものとする。

一 緩和対象貸付金債権で、その契約を締結する日の属する年の一月一日の午前零時(その債権が未措置債権である場合には、その契約を締結する日の属する会計年度の初日の午前零時。以下「起算時」という。)におけるその貸付金の償還期間(据置期間が置かれる場合には、据置期間を含む。以下同じ。)の残存期間が三年以上であるものにあつては、これに係る起算時における貸付金の残高(起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く)を、起算時において、政府からその一般開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法(据置期間に係る利子については、その各納付期限までの期間に係る利子につき当該各納付期限における支払の方法)により償還すること。この場合において、当該変更後据置期間を置かないこととなる緩和対象貸付金債権についての年賦金の額は、起算時の属する日後最初に到来する納付期限に係るものにあつては、その納付期限が一月三十一日又は四月三十日(その債権が未措置債権である場合には、四月三十日又は七月三十一日)であるときは、その貸し付けたものとされた額を支払期間を起算時における当該変更前の貸付金の償還期間の残存期間に相当する期間とし、利率を当該変更後の貸付金の利率と同率として元利均等年賦支払の方法により償還するものとした場合に算出される年賦

拓者が第五条第一項又は第二項の三者間の契約に基づき引き受ける債務(未納の利子及び延滞金に係るものを除く。)に対応する政府の貸付金債権(以下「緩和対象貸付金債権」と総称する。)につき、その一般開拓者からの申出があつたときは、その者を相手方として、次により、償還に関する条件を変更する契約を締結することができる。この場合には、政府は、相当と認められる保証人の保証その他の担保を徴するものとする。

一 緩和対象貸付金債権で、その契約を締結する日の属する年の一月一日の午前零時(その債権が未措置債権である場合には、その契約を締結する日の属する会計年度の初日の午前零時。以下「起算時」という。)におけるその貸付金の償還期間(据置期間が置かれる場合には、据置期間を含む。以下同じ。)の残存期間が三年以上であるものにあつては、これに係る起算時における貸付金の残高(起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く)を、起算時において、政府からその一般開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法(据置期間に係る利子については、その各納付期限までの期間に係る利子につき当該各納付期限における支払の方法)により償還すること。この場合において、当該変更後据置期間を置かないこととなる緩和対象貸付金債権についての年賦金の額は、起算時の属する日後最初に到来する納付期限に係るものにあつては、その納付期限が一月三十一日又は四月三十日(その債権が未措置債権である場合には、四月三十日又は七月三十一日)であるときは、その貸し付けたものとされた額を支払期間を起算時における当該変更前の貸付金の償還期間の残存期間に相当する期間とし、利率を当該変更後の貸付金の利率と同率として元利均等年賦支払の方法により償還するものとした場合に算出される年賦

拓者が第五条第一項又は第二項の三者間の契約に基づき引き受ける債務(未納の利子及び延滞金に係るものを除く。)に対応する政府の貸付金債権(以下「緩和対象貸付金債権」と総称する。)につき、その一般開拓者からの申出があつたときは、その者を相手方として、次により、償還に関する条件を変更する契約を締結することができる。この場合には、政府は、相当と認められる保証人の保証その他の担保を徴するものとする。

金の額に、その額のうちの利子に相当する部分の十二分の一又は十二分の四に相当する額（以下「調整加算額」という。）をそれぞれ加算し、その納付期限が七月三十一日又は十月三十一日（その債権が未措置債権である場合には、十月三十一日又は一月三十一日）であるときは、その算出される年賦金の額からその額のうちの利子に相当する部分の十二分の五又は十二分の二に相当する額（以下「調整控除額」という。）をそれぞれ控除した額とし、その他の納付期限に係るものにあつては、その算出される年賦金の額と同額とすること。

イ 償還期間を、当該変更後の貸付金に係る年賦金の納付期限が各年の一月三十一日又は四月三十日（その債権が未措置債権である場合には、各年の四月三十日又は七月三十一日）である場合に於ては、起算時における当該変更前の貸付金の償還期間の残存期間に相当する期間に一月又は四箇月の期間（以下「調整加算期間」という。）をそれぞれ加算した期間とし、その納付期限が各年の七月三十一日又は十月三十一日（その債権が未措置債権である場合には、各年の十月三十一日又は一月三十一日）である場合に於ては、その残存期間に相当する期間から五箇月又は二箇月の期間（以下「調整控除期間」という。）をそれぞれ控除した期間とすること。

ロ 当該変更前の貸付金の据置期間が起算時においてなお残存する場合には、据置期間を、当該変更後の貸付金に係るに据ける年賦金の納付期限の区分（以下「貸付金に係る年賦金の納付期限の区分」という。）に於て、その残存期間に相当する期間に調整加算期間をそれぞれ加算した期間又はその残存期間に相当する期間から調整控除期間をそれぞれ控除した期間とし、その他の場合には、据置期間を置かないこと。

ハ 利率を、当該変更前の貸付金の利率が年

四分以上である場合には年四分とし、その他の場合には年三分六厘五毛とすること。

ニ 据置期間が置かれる場合には、その期間につき利子を徴すること（当該変更前の据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、その据置期間に相当する期間の満了する日又は当該変更後の据置期間の満了する日のいずれか早い日までについては、利子を徴しないこと）。

ホ 年賦金及び据置期間に係る利子の納付期限を、次の表の上欄に掲げるその変更契約を締結する日の区分に応じ、それぞれ同表

の下欄に掲げるとおりとすること。この場合において、その債権が未措置債権である場合には、同表の下欄中「起算時の属する年」とあるのは「起算時の属する会計年度」と、「各年」とあるのは「各会計年度」と、「七月三十一日」とあるのは「十月三十一日」と、「十月三十一日」とあるのは「一月三十一日」と、「翌年」とあるのは「翌会計年度」と、「一月三十一日」とあるのは「四月三十日」と、「四月三十日」とあるのは「七月三十一日」とすること。

変更契約を締結する日

七月三十一日以前の日

納付期限

起算時の属する年以後の各年における七月三十一日、起算時の属する年以後の各年における十月三十一日、起算時の属する年以後の各年における一月三十一日又は起算時の属する年以後の各年における四月三十日	起算時の属する年以後の各年における七月三十一日、起算時の属する年以後の各年における十月三十一日、起算時の属する年以後の各年における一月三十一日又は起算時の属する年以後の各年における四月三十日
八月一日から十月三十一日までの日	起算時の属する年以後の各年における十月三十一日、起算時の属する年以後の各年における一月三十一日又は起算時の属する年以後の各年における四月三十日
十一月一日以後の日	起算時の属する年以後の各年における一月三十一日又は起算時の属する年以後の各年における四月三十日

ヘ 年賦金の納付を延滞した場合には、農林省令で定めるところにより、延滞金を政府に納付すること。

二 緩和対象貸付金債権で、起算時におけるその貸付金の償還期間の残存期間が二年であるものにあつては、これに係る起算時における貸付金の残高（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府からその一般開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による年賦支払の方法により償還

すること。

イ 償還期間を、当該変更後の貸付金に係る年賦金の納付期限の区分に於て、二年に調整加算期間をそれぞれ加算した期間又は二年から調整控除期間をそれぞれ控除した期間とすること。

ロ 据置期間を置かないこと。

ハ 利率を、当該変更前の貸付金の利率が年四分以上である場合には年四分とし、その他の場合には年三分六厘五毛とすること。

ニ 年賦金の額を、起算時の属する日後最初

に到来する納付期限に係るものにあつては、当該変更後の貸付金に係る年賦金の納付期限の区分に於て、その貸し付けたものとされた額を支払期間を二年とし、利率を当該変更後の貸付金の利率と同率として元利均等年賦支払の方法により償還するものとした場合に算出される年賦金の額に調整加算額をそれぞれ加算した額又はその算出される年賦金の額から調整控除額をそれぞれ控除した額とし、その納付期限の次の納付期限に係るものにあつては、その算出される年賦金の額と同額とすること。

ホ 年賦金の納付期限を、その変更契約を締結する日の区分に応じ、それぞれ前号ホに掲げるとおりとすること。

ヘ 年賦金の納付を延滞した場合には、農林省令で定めるところにより、延滞金を政府に納付すること。

三 緩和対象貸付金債権で、起算時におけるその貸付金の償還期間の残存期間が一年であるものにあつては、これに係る起算時における貸付金の残高（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府からその一般開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による支払の方法により償還すること。

イ 償還期間を、次の表の上欄に掲げるその変更契約を締結する日の区分に於て、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとすること。この場合において、その債権が未措置債権である場合には、同表の下欄中「起算時の属する年」とあるのは「起算時の属する会計年度」と、「七月三十一日」とあるのは「十月三十一日」と、「当該年」とあるのは「当該会計年度」と、「十月三十一日」とあるのは「一月三十一日」と、「翌年」とあるのは「翌会計年度」と、「一月三十一日」とあるのは「四月三十日」と、「四月三十日」とあるのは「七月三十一日」とすること。

ロ 据置期間を置かないこと。

ハ 利率を、当該変更前の貸付金の利率が年四分以上である場合には年四分とし、その他の場合には年三分六厘五毛とすること。

ニ 年賦金の額を、起算時の属する日後最初

は「七月三十一日」とすること。

変更契約を 締結する日	債 還 期 限
七月三十一 日以前の日	起算時の属する年の七月三十一日、当該年の翌年の十月三十一日又は当該年の翌年の四月三十日
八月一日から十月三十一日までの日	起算時の属する年の十月三十一日、当該年の翌年の一月三十一日又は当該年の翌年の四月三十日
十一月一日以後の日	起算時の属する年の翌年の一月三十一日又は起算時の属する年の翌年の四月三十日

ロ 利率を、当該変更前の利率が年四分以上である場合には年四分とし、その他の場合には年三分六厘五毛とすること。

ハ 償還金の納付を延滞した場合には、農林省令で定めるところにより、延滞金を政府に納付すること。

2 一の一般開拓者に対する緩和対象貸付金債権について、未措置債権とその他の債権の区分ごとに、同一の貸付利率区分(貸付金に係る利率が年四分以上であるものと年四分未満であるものとを区分をいう。以下同じ。)に属するものが二以上あり、かつ、そのいずれかに係る貸付金の償還期間が起算時においてなお残存する場合において、その一般開拓者からの申出があつたときは、政府は、前項の規定にかかわらず、農林省令で定めるところにより、その者を相手方とする契約をもつて、起算時において、当該各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高(起算時からその契約を締結する時までには納付済みとなつた金額を除く。)を合算し、その合算した額を政府からその一般開拓者に新たに貸し付けたものとし、かつ、当該各緩和対象貸付金債権(これに係る未納の利子及び延滞金についての債権を含む。)を消滅させる旨の定めをすることができ。ただし、次に掲げる条件のすべてが満たされる場合に限るものとする。

一 その新たに貸し付けたものとされる金額に係る債務につき相当と認められる保証人の保証その他の担保を徴すること。

二 その消滅させる各緩和対象貸付金債権について未納の利子及び延滞金(その額は、起算時現在によるものとし、起算時からその契約を締結する時までには納付済みとなつた金額を控除して計算するものとする。)があるときは、その額に相当する額の未納の利子及び延滞金に係る債権が、その新たに貸し付けたものとされる金額に係る債権につき、起算時において政府に発生したものとすることを当該契約において定めること。

三 その新たに貸し付けたものとされる金額の償還に関する条件については、その消滅させる各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存償還期間が三年以上である場合にあつては前項第一号の例により、当該各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存償還期間が二年である場合にあつては同項第二号の例により、当該各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存償還期間が一年である場合にあつては同項第三号の例によるものとする。この場合において、同項第一号中「当該変更前の貸付金の償還期間の残存期間」とあるのは「当該各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存償還期間」と、同項第二号中「当該変更前の貸付金」とあるのは「当該各緩和対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金」と、「その残存期間」とあるのは「これらの当該各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存償還期間」とすること。

3 前項の平均残存償還期間とは、未措置債権とその他の債権の区分ごとに同一の貸付利率区分に属する二以上の緩和対象貸付金債権(起算時において償還期間の残存期間が存しないものを除く。以下この項において同じ。)のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高(その一部に係る納付期限が起算時までに到来しているときは

は、その到来している部分の額を除く。以下この項において同じ。)にそれぞれの緩和対象貸付金債権に係る起算時における貸付金の償還期間の残存期間に相当する年数を乗じて得た額の合計額をその緩和対象貸付金債権のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高の合計額で除して得た年数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生ずるときはこれを切り上げるものとする。)をいうものとする。

4 第二項の平均残存償還期間とは、未措置債権とその他の債権の区分ごとに同一の貸付利率区分に属する二以上の緩和対象貸付金債権(起算時において償還期間の残存期間が存しないものを除く。)のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高にそれぞれその貸付金債権に係る起算時における貸付金の償還期間の残存期間に相当する年数を乗じて得た額の合計額をその緩和対象貸付金債権(起算時において償還期間の残存期間が存しないものを除く。)のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高(その一部に係る納付期限が起算時までに到来しているときは、その到来している部分の額を除く。)の合計額で除して得た年数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生ずるときはこれを切り上げるものとする。)をいうものとする。

(営農の基礎が不安定な開拓者に対する貸付金の償還条件の緩和)
第四条 政府は、営農の基礎が不安定な開拓者で政令で定めるもの(以下「特定開拓者」という。)を相手方とする貸付契約に係る貸付金債権及び特定開拓者が次条第一項又は第二項の三者間の契約に基づき引き受ける債務(未納の利子及び延滞金に係るものを除く。)に対応する政府の貸付金債権(以下「特定緩和対象貸付金債権」と総称する。)につき、その特定開拓者からの申出があつたときは、その者を相手方として、次によ

ることができ。この場合には、政府は、相当と認められる保証人の保証その他の担保を徴するものとする。

一 当該特定緩和対象貸付金債権に係る起算時における貸付金の残高(起算時からその変更契約を締結する時までには納付済みとなつた金額を除く。)を、起算時において、政府からその特定開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法(据置期間に係る利子については、その各納付期限までの期間に係る利子につき当該各納付期限における支払の方法)により償還すること。

イ 償還期間を、当該変更後の貸付金に係る年賦金の納付期限の区分に応じ、二十年(特定開拓者のうち営農の基礎が著しく不安定な農林省令で定めるもの(以下「特別緩和対象開拓者」という。)に係る場合にあつては、二十五年)に調整加算期間をそれぞれ加算した期間又は二十年(特別緩和対象開拓者に係る場合にあつては、二十五年)から調整控除期間をそれぞれ控除した期間とすること。

ロ 当該変更前の貸付金の据置期間が起算時においてなお残存する場合には、据置期間を、当該変更後の貸付金に係る年賦金の納付期限の区分に応じ、その残存期間に相当する期間に調整加算期間をそれぞれ加算した期間又はその残存期間に相当する期間から調整控除期間をそれぞれ控除した期間とし、その他の場合には、据置期間を置かないこと。

ハ 利率を、当該変更前の貸付金の利率が年四分以上である場合には年四分とし、その他の場合には年三分六厘五毛とすること。
二 据置期間が置かれる場合には、その期間につき利子を徴すること(当該変更前の据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、その据置期間に相当する

期間の満了する日又は当該変更後の据置期間の満了する日のいずれか早い日までについては、利子を徴しないこと。

ホ 年賦金及び据置期間に係る利子の納付期限を、その変更契約を締結する日の区分に応じ、それぞれ前条第一項第一号ホに掲げるとおりとする。

ヘ 年賦金の納付を延滞した場合には、農林省令で定めるところにより、延滞金を政府に納付すること。

二 当該変更後に据置期間を置かないこととなる特定緩和対象貸付金債権についての年賦金の額の計算については、起算時の属する日後最初に到来する納付期限に係るものにあつては、当該変更後の貸付金に係る年賦金の納付期限の区分に応じ、その貸し付けられたものとされた額を支払期間を二十年（特別緩和対象開拓者に係る場合には、二十年）とし、利率を当該変更後の貸付金の利率と同等として元利均等年賦支払の方法により償還するものとした場合に算出される年賦金の額に調整加算額をそれぞれ加算した額又はその算出される年賦金の額から調整除額をそれぞれ控除した額とし、その他の納付期限に係るものにあつては、その算出される年賦金の額と同額とする。

2 一の特定開拓者に対する特定緩和対象貸付金債権について、未措置債権とその他の債権の区分ごとに、同一の貸付利率区分に属するものが二以上ある場合において、その特定開拓者からの申出があつたときは、政府は、前項の規定にかかわらず、農林省令で定めるところにより、その者を相手方とする契約をもつて、起算時において、当該各特定緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高（起算時からその契約を締結する時まで）に納付済みとなつた金額を除く。）を合算し、その合算した額を政府からその特定開拓者に新たに貸し付けたものとし、かつ、当該各特定緩和対象貸付金債権（これに係る未納の利子

及び延滞金についての債権を含む。）を消滅させる旨の定めをすることができ。ただし、次に掲げる条件のすべてがみたされる場合に限り、次のとおりとする。

一 その新たに貸し付けたものとされる金額に係る債務につき相当と認められる保証人の保証その他の担保を徴すること。

二 その消滅させる各特定緩和対象貸付金債権について未納の利子及び延滞金（その額は、起算時現在によるものとし、起算時からその契約を締結する時まで）に納付済みとなつた金額を控除して計算するものとする。）があるときは、その額に相当する額の未納の利子及び延滞金に係る債権が、その新たに貸し付けたものとされる金額に係る債権につき、起算時において政府に発生したものとすることを当該契約において定めること。

三 その新たに貸し付けたものとされる金額の償還に關する条件については、前項各号の例によるものとする。この場合において、その消滅させる各特定緩和対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存するときは、据置期間は、前項第一号の例によらず、当該契約において定める貸付金に係る年賦金の納付期限の区分に応じ、その消滅させる各特定緩和対象貸付金債権に係る貸付金についての前条第四項の平均残存据置期間に相当する期間に調整加算期間をそれぞれ加算した期間又は当該平均残存据置期間から調整除額をそれぞれ控除した期間とする。

（転貸資金貸付金債権に係る債務についての転借人の引受けに關する措置）

第五条 政府は、開拓者の組織する法人（以下単に「法人」という。）を相手方とする貸付契約でその法人を組織する開拓者（以下「構成員」という。）が必要とする開拓者資金融通法第一条第一項第一号若しくは第二号又は同条第二項第一号の資金の貸付けに充てるために要する資金をそ

の法人に貸し付ける旨を定めるもの（以下「転貸資金貸付契約」という。）に係る貸付金債権で、当該貸付金に係る転借人（その法人が当該貸付金を財源の全部として当該転貸資金貸付契約に基づきその構成員に同条第一項第一号若しくは第二号又は同条第二項第一号の資金の貸付けをした場合における当該貸付けに係る構成員若しくは構成員であつた者又は当該貸付けに係る債務の承継人をいう。以下同じ。）が二人以上あるものにつき、その法人及びその転借人の全部又は一部の双方から、当該転借人が当該貸付けを受けたことによりその法人に対してそれぞれ負担する借入金債務（これに係る未納の利子及び延滞金についての債務を含む。以下「転借金債務」という。）の全部又は一部の額を示し、これらの額に応じ当該貸付金債権（これに係る未納の利子及び延滞金についての債権を含む。以下この項において同じ。）に対応する債務を分割し、その分割し、その分割された各債務をそれぞれその額に応じ当該転借人が引き受ける旨の申出があつたときは、農林省令で定めるところにより、政府とその法人及びその申出に係る各転借人の三者間の契約をもつて、起算時において、当該貸付金債権（その額は、起算時現在によるものとし、起算時からその契約を締結する時まで）に納付済みとなつた金額を控除して計算するものとする。以下この項において同じ。）を分割して、その申出に係る各転借人ごとの転借金債務の額（起算時現在によるものとし、起算時からその契約を締結する時まで）に支払済みとなつた金額を控除して計算するものとする。以下この項において同じ。）に相当する額及びこれらの額の合計額を当該貸付金債権に対応する債務の額から控除した額に相当する額のそれぞれをその額とする二以上の債権とし、その分割された各債権（申出に係る各転借人の転借金債務の額をその額とする債権に限る。）に対応する各債務を、それぞれ、当該転借人に引き受けさせ、かつ、その法人につき当該引受けに係る債

務を消滅させる旨の定めをすることができ。ただし、当該三者間の契約において、次の事項を定める場合に限り、次のとおりとする。

一 当該債務の引受け後においては、当該法人が当該引受け後の債務を保証すること。

二 当該債務の引受けをした当該転借金債務の全部又は一部を当該引受けに係る債務の額に応じ当該引受けの時に消滅させること。

2 政府は、転貸資金貸付契約に係る貸付金債権で、当該貸付金に係る転借人が一人であるものにつき、その法人及び転借人の双方から、当該転借人が当該貸付金債権（これに係る未納の利子及び延滞金についての債権を含む。以下この項において同じ。）に対応する債務を引き受ける旨の申出があつたときは、農林省令で定めるところにより、政府とその法人及び転借人の三者間の契約をもつて、起算時において、当該貸付金債権（その額は、起算時現在によるものとし、起算時からその契約を締結する時まで）に納付済みとなつた金額を控除して計算するものとする。）に対応する債務を当該転借人に引き受けさせ、かつ、その法人につき当該債務を消滅させる旨の定めをすることができ。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

（共同利用施設資金貸付金債権に係る債務についての施設利用者の引受けに關する措置）

第六条 政府は、法人を相手方とする貸付契約で転貸資金貸付契約以外のものに係る貸付金債権（これに係る未納の利子及び延滞金についての債権を含む。以下この条において同じ。）につき、その法人及びその法人が当該貸付金債権に係る借入金により取得し、又は設置した施設の利用者（以下「施設利用者」という。）の全部又は一部の双方から、当該貸付金債権に対応する債務の全部又は一部の額を当該施設利用者が引き受ける旨の申出があつたときは、農林省令で定

めるところにより、政府とその法人及びその申出に係る施設利用者の三者間の契約をもつて、起算時において、当該貸付金債権（その額は、起算時現在によるものとし、起算時からその契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を控除して計算するものとする。以下この条において同じ。）に対応する債務（その債務の全部を引き受ける旨の申出以外の申出の場合にあつては、当該貸付金債権をその申出に係る債務の額をその額とする債権とその他の額をその額とする債権とに分割し、その分割された債権のうちその申出に係る債務の額をその額とする債権に

のとされた額を支払期間を起算時における当該引受け前の貸付金の償還期間の残存期間に相当する期間に五年を加算した期間とし、利率を当該引受け後の貸付金の利率と同率として元利均等年賦支払の方法により償還するものとした場合に算出される年賦金の額に調整加算額をそれぞれ加算した額又はその算出される年賦金の額から調整加算額をそれぞれ控除した額とし、その他の納付期限に係るものにあつては、その算出される年賦金の額と同額とすること。

府県知事又は都道府県の吏員を含む。）は、農林省令で定めるところにより、その保全及び取立てに關する事務をすることを要しないものとして整理することができる。

務の額に対応する額をその額とする債権に分割し、その他の場合には、その転借人のうち当該事由のあるものごとの転借金債務の額及びその他の者の転借金債務の額の合計額に、それぞれその転借金債務の額及びその合計額をその額とする債権に分割する旨の契約を締結することができる。

一 当該引受けに係る債務（未納の利子及び延滞金に係るものを除く。以下この号において同じ。）の償還に關する条件については、起算時において、その債務の額に相当する額を政府から当該施設利用者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による年賦支払の方法により償還すること。

二 当該債務の引受け後においては、当該法人が当該引受け後の債務を保証すること。

四 転貸資金貸付契約に係る貸付金債権で当該貸付金債権に係る転借人が一人であるもの及び次項の契約により分割された貸付金債権であつて、第一号又は第二号に規定する事由のある転借人の転借金債務に対応する額をその額とするもの。

第九條 第三條第一項（第七條において準用する場合を含む。）、第四條第一項又は第六條の規定により契約を締結する場合において、その契約に係る貸付金債権について未納の利子又は延滞金があるときは、当該未納の利子又は延滞金については、農林省令で定めるところにより、その総額をその契約による変更又は引受け後の貸付金の償還期間（その貸付金につき当該変更後の償還期間が置かれる場合には、当該変更後の貸付金の償還期間から当該償還期間を控除した期間とし、その他の場合には、当該変更又は引受け後の貸付金の償還期間を定める際に加算された調整加算期間を当該変更又は引受け後の貸付金の償還期間から控除し、又はその定める際に控除された調整加算期間を当該変更又は引受け後の貸付金の償還期間に加算した期間とする。）の年数をこえない範囲内において農林省令で定める年数で除して得た額を、当該変更又は引受け後の貸付金に係る年賦金を納付すべき各年（その貸付金につき当該変更後に償還期間が置かれる場合には、起算時から起算して、当該農林省令で定める年数に当該償還期間を加算した期間を経過するまでの各年に限り、その他の場合には、当該変更又は引受け後の貸付金に係る年賦金の納付期限の区分に応じ、起算時から起算して、当該農林省令で定める年数に調整加算期間をそれぞれ加算した期間又は当該農林省令で定める年数から調整加算期間をそれぞれ控除した期間を経過するまでの各年に限り、）に納付することができるものとし、その各年に納付すべき金額の納付期限は、当該年賦金を納付する

イ 償還期間を、当該引受け後の貸付金に係る年賦金の納付期限の区分に応じ、起算時における当該引受け前の貸付金の償還期間の残存期間に相当する期間に五年を加算した期間に調整加算期間をそれぞれ加算した期間又はその五年を加算した期間から調整加算期間をそれぞれ控除した期間とすること。

（徴収停止）
第八條 貸付契約（第三條第一項の農林省令で定める貸付契約を含む。）に係る貸付金債権（第三條第一項（前条において準用する場合を含む。）又は第四條第一項の規定による契約に基づく変更後の貸付契約に係るものを除く。）で、次の各号に掲げるもの（これに係る未納の利子及び延滞金についての債権を含む。）については、その債権管理官（国の債権の管理等に關する法律（昭和三十一年法律第十四号）第六條第一項の債権管理官をいい、同法第七條第一項の規定に基づきその債権の管理に關する事務を行なう都道府

2 政府は、転貸資金貸付契約に係る貸付金債権（前条において準用する第三條第一項の規定による契約に基づく変更後の貸付契約に係るものを除く。）で、当該貸付金債権に係る転借人が二人以上あり、かつ、その転借人のうちに、前項第一号又は第二号に規定する事由のある者があつて、当該貸付金債権に対応する債務を負担する法人からの申出があつたときは、農林省令で定めるところにより、その法人を相手方として、起算時において、当該貸付金債権（これに係る未納の利子及び延滞金についての債権を含む。）を、その転借人のすべてが当該事由のある者である場合には、その転借人ごとの転借金債務の額に応じ、それぞれその転借金債

ロ 利率を、当該引受け前の貸付金の利率が年五分である場合には年四分とし、その他の場合には年三分六厘五毛とすること。

ハ 年賦金の額を、起算時の属する日後最初に到来する納付期限に係るものにあつては、当該引受け後の貸付金に係る年賦金の納付期限の区分に応じ、その貸し付けたも

のとされた額を支払期間を起算時における当該引受け前の貸付金の償還期間の残存期間に相当する期間に五年を加算した期間とし、利率を当該引受け後の貸付金の利率と同率として元利均等年賦支払の方法により償還するものとした場合に算出される年賦金の額に調整加算額をそれぞれ加算した額又はその算出される年賦金の額から調整加算額をそれぞれ控除した額とし、その他の納付期限に係るものにあつては、その算出される年賦金の額と同額とすること。

第九條 第三條第一項（第七條において準用する場合を含む。）、第四條第一項又は第六條の規定により契約を締結する場合において、その契約に係る貸付金債権について未納の利子又は延滞金があるときは、当該未納の利子又は延滞金については、農林省令で定めるところにより、その総額をその契約による変更又は引受け後の貸付金の償還期間（その貸付金につき当該変更後の償還期間が置かれる場合には、当該変更後の貸付金の償還期間から当該償還期間を控除した期間とし、その他の場合には、当該変更又は引受け後の貸付金の償還期間を定める際に加算された調整加算期間を当該変更又は引受け後の貸付金の償還期間から控除し、又はその定める際に控除された調整加算期間を当該変更又は引受け後の貸付金の償還期間に加算した期間とする。）の年数をこえない範囲内において農林省令で定める年数で除して得た額を、当該変更又は引受け後の貸付金に係る年賦金を納付すべき各年（その貸付金につき当該変更後に償還期間が置かれる場合には、起算時から起算して、当該農林省令で定める年数に当該償還期間を加算した期間を経過するまでの各年に限り、その他の場合には、当該変更又は引受け後の貸付金に係る年賦金の納付期限の区分に応じ、起算時から起算して、当該農林省令で定める年数に調整加算期間をそれぞれ加算した期間又は当該農林省令で定める年数から調整加算期間をそれぞれ控除した期間を経過するまでの各年に限り、）に納付することができるものとし、その各年に納付すべき金額の納付期限は、当該年賦金を納付する

のとされた額を支払期間を起算時における当該引受け前の貸付金の償還期間の残存期間に相当する期間に五年を加算した期間とし、利率を当該引受け後の貸付金の利率と同率として元利均等年賦支払の方法により償還するものとした場合に算出される年賦金の額に調整加算額をそれぞれ加算した額又はその算出される年賦金の額から調整加算額をそれぞれ控除した額とし、その他の納付期限に係るものにあつては、その算出される年賦金の額と同額とすること。

二 年賦金の納付期限を、その契約を締結する日の区分に応じ、それぞれ第三條第一項第一号ホに掲げるところにより、延滞金を政府に納付すること。

三 その債務者である法人が、一年以上継続して事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くない者又はこれに準ずる農林省令で定める事由のある者であるもの（その差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるものに限り。）

第九條 第三條第一項（第七條において準用する場合を含む。）、第四條第一項又は第六條の規定により契約を締結する場合において、その契約に係る貸付金債権について未納の利子又は延滞金があるときは、当該未納の利子又は延滞金については、農林省令で定めるところにより、その総額をその契約による変更又は引受け後の貸付金の償還期間（その貸付金につき当該変更後の償還期間が置かれる場合には、当該変更後の貸付金の償還期間から当該償還期間を控除した期間とし、その他の場合には、当該変更又は引受け後の貸付金の償還期間を定める際に加算された調整加算期間を当該変更又は引受け後の貸付金の償還期間から控除し、又はその定める際に控除された調整加算期間を当該変更又は引受け後の貸付金の償還期間に加算した期間とする。）の年数をこえない範囲内において農林省令で定める年数で除して得た額を、当該変更又は引受け後の貸付金に係る年賦金を納付すべき各年（その貸付金につき当該変更後に償還期間が置かれる場合には、起算時から起算して、当該農林省令で定める年数に当該償還期間を加算した期間を経過するまでの各年に限り、その他の場合には、当該変更又は引受け後の貸付金に係る年賦金の納付期限の区分に応じ、起算時から起算して、当該農林省令で定める年数に調整加算期間をそれぞれ加算した期間又は当該農林省令で定める年数から調整加算期間をそれぞれ控除した期間を経過するまでの各年に限り、）に納付することができるものとし、その各年に納付すべき金額の納付期限は、当該年賦金を納付する

期限と同一とする。

2 前項の規定は、第三条第二項（第七条において準用する場合を含む。）又は第四条第二項の規定による契約に基づき、当該契約により新たに貸し付けたものとされる金額に係る債権につき起算時において政府に未納の利子及び延滞金に係る債権が発生したものとされた場合における当該未納の利子及び延滞金の納付について準用する。

（変更契約等に係る最初の年賦金等の納付の特例）

第十条 第三条（第七条において準用する場合を含む。）第四条から第六条まで又は第八条第二項の規定により契約を締結する場合において、その契約を締結する日から起算して起算時の属する日後最初に到来する納付期限までの日数が二十日に満たないときは、当該納付期限に納付すべき年賦金又は据置期間に係る利子（前条の規定により当該納付期限に納付すべき未納の利子又は延滞金を含む。）は、当該契約を締結する日から起算して二十日を経過する日までに納付すれば足りるものとする。

（変更契約等を締結する年に係る延滞金の免除）

第十一条 政府は、第三条第一項（第七条において準用する場合を含む。）又は第四条第一項の規定により契約を締結した場合に、これらの契約に係る貸付金債権について、起算時から当該契約を締結する時までの延滞金を徴収しないものとする。

（変更契約の締結等を行うことができる期間）

第十二条 次に掲げる措置は、昭和四十七年一月三十一日まででなければ、することができない。

一 第三条（第七条において準用する場合を含む。）第四条から第六条まで又は第八条第二項の規定による契約の締結

二 第八条第一項の規定による徴収停止の措置（農林省令への委任）

第十三条 この法律に規定するもののほか、前条

各号の措置の実施に関し必要な事項は、農林省令で定める。

（開拓者資金に係る貸付金債権の承継等）

第十四条 次に掲げる政府の貸付金債権で農林大臣が指定するものは、その指定につき農林大臣が第三項の規定による通知を農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）に発した日後最初に到来する承継基準日において公庫が承継するものとする。

一 第三条第一項（第七条において準用する場合を含む。）又は第四条第一項の規定による契約に基づく変更後の貸付契約に係る貸付金債権（これに係る未納の利子及び延滞金についての債権を含む。）

二 第三条第二項（第七条において準用する場合を含む。）又は第四条第二項の規定による契約により新たに貸し付けたものとされる金額に係る貸付金債権（これに係る未納の利子及び延滞金についての債権並びに当該契約に基づき起算時において政府に発生したものとされた未納の利子及び延滞金についての債権を含む。）

三 第五条又は第六条の規定による契約に基づき転借人又は施設利用者が引き受けた債務（未納の利子及び延滞金に係るものを除く。）に対応する額をその額とする貸付金債権（これに係る未納の利子及び延滞金についての債権を含む。）

2 前項の承継基準日は、昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日まで、同年四月一日から同年九月三十日まで及び同年十月一日から昭和四十七年三月三十一日までそれぞれ期間内における政令で定める日とする。

3 農林大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、すみやかに、公庫及び当該貸付金債権に係る貸付契約の相手方に対し、これを通知しなければならない。

4 第一項の規定により公庫が同項に規定する貸付金債権を承継するときは、開拓者資金融通特

別会計（以下「特別会計」という。）の資金運用部又は産業投資特別会計からの借入金に係る債務のうち、農林大臣が大蔵大臣と協議して指定するものも、その時において公庫が承継する。

5 農林大臣が前項の規定による承継に係る借入金債務を指定するときは、その承継する借入金債務に係る借入金の残高の合計額が第一項の規定による承継に係る貸付金債権についての貸付金の残高の合計額に相当する額をこえないようにしなければならない。

6 農林大臣は、第四項の規定による指定をしたときは、すみやかに、公庫に対し、これを通知しなければならない。

7 農林大臣は、前項の規定による通知を第三項の規定による通知にあわせて行なうようにしなければならない。

8 第一項及び第四項の規定により、公庫がこれらの各項目に規定する債権及び債務を承継した場合において、その承継に係る債権についての貸付金の残高の合計額がその承継に係る債務についての借入金の残高の合計額をこえるときは、その承継の時に、特別会計における一般会計からの繰入金（特別会計の貸付金の財源に充てた一般会計から特別会計に繰り入れられた繰入金金をいう。）の総額につきそのこえる部分の額に相当する額が減額されたものとし、かつ、そのこえる部分の額に相当する額が、政府から公庫に出資されたものとする。

（特別会計に属する権利義務の承継等）

第十五条 昭和四十七年四月一日午前零時において現に特別会計に属する権利及び義務（特別会計が公債の発行により国債整理基金特別会計に対して負担する債務を除く。）は、その時において公庫が承継する。

2 前項の規定により、公庫が特別会計に属する権利及び義務を承継した場合において、その承継に係る債権についての貸付金の残高の合計額がその承継に係る債務についての借入金の残高（次条第二項に規定する公庫が政府に対して負

う債務の額を含む。）の合計額をこえるときは、その承継の時に、そのこえる部分の額に相当する額が政府から公庫に出資されたものとする。

（特別会計の負担する公債の処理）

第十六条 昭和四十七年四月一日午前零時において現に特別会計が負担する公債は、その時において、一般会計に帰属する。

2 公庫は、昭和四十七年四月一日午前零時において、前項に規定する公債の金額に相当する額の債務を政府に対し負うものとする。

3 前項に規定する債務については、公庫は、政府に対しその債務を表示する証書を交付するものとする。

4 第二項に規定する債務の償還期限、利率及び利子支払期日は、政府が定める。

（区分経理）

第十七条 公庫は、第十四条第一項及び第四項並びに第十五条第一項の規定により特別会計から承継した権利義務（前条第二項の規定により政府に対して負う債務を含む。）の処理に関する業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けてこれを整理しなければならない。

（承継債権を消却する場合における出資金の減少）

第十八条 公庫は、第十四条第一項又は第十五条第一項の規定により承継した貸付金債権について消却をする場合には、その消却をする時に、第十四条第八項及び第十五条第二項の規定により出資があつたものとされる金額を当該消却に必要な金額の範囲内において減少することができ。

（自作農維持資金の貸付条件に関する特例）

第十九条 開拓者資金及び公庫の貸付金に係る借入金債務以外の債務の償還につき延滞額が多額に上る開拓者で農林省令で定めるものに対し、昭和四十七年三月三十一日まで、公庫が、自作農維持資金融通法（昭和三十年法律第六十

五号)第二条第一項の規定により、同項の資金を貸し付ける場合における当該資金の貸付条件(利率を除く)は、同法第三条の規定にかかわらず、次に掲げるところによるものとする。

一 償還期間 二十五年以内
二 据置期間 五年以内

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二項から第六項まで及び第八項の規定は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(開拓者資金融通法等の廃止)

2 次に掲げる法律は、廃止する。

一 開拓者資金融通法

二 開拓者資金融通特別会計法(昭和二十二年法律第七号)

三 開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律(昭和二十四年法律第三十三号)(昭和二十五年法律第二十号)(昭和二十六年法律第二十九号)(昭和二十七年法律第十号)(昭和二十八年法律第三十号)(昭和二十九年法律第五号)

四 条件緩和法

(開拓者資金融通法の廃止に伴う経過措置)

3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の際現に法令の規定により都道府県開拓審議会の権限に属している事項については、開拓者資金融通法第七條の規定は、前項の規定にかかわらず、当分の間、なおその効力を有する。

(開拓者資金融通特別会計法の廃止に伴う経過措置)

4 特別会計の昭和四十六年度以前の各会計年度の決算の処理に関しては、なお従前の例による。

(国債整理基金特別会計法の一部改正)

5 国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律

第六号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「又ハ日本電信電話公社法施行法(昭和二十七年法律第二百五十一号)第八条第二項」を「日本電信電話公社法施行法(昭和二十七年法律第二百五十一号)第八条第二項又ハ開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法(昭和四十四年法律第 号)第十条第六条第二項に「又ハ日本電信電話公社」を、日本電信電話公社又ハ農林漁業金融公庫」に改める。

第十五条中「及日本電信電話公社」を「日本電信電話公社及農林漁業金融公庫」に改める。

(農林省設置法の一部改正)

6 農林省設置法(昭和二十四年法律第五百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三十一号を次のように改める。

三十一 削除

第十條第一項第七号を次のように改める。

七 削除

第十條第一項第八号中「開拓者資金融通特別会計」を削る。

第三十六條第十二号中「開拓者資金の融通」を削る。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

7 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「産業投資特別会計から出資があつたものとされた金額」との下に、開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法(昭和四十四年法律第 号)第十八條第五項において「開拓者資金特別措置法」という。

第十四條第八項及び第十五條第二項の規定により出資があつたものとされた金額(同法第十八條の規定により当該金額を減少したときは、その減少後の金額)とを加える。

第十八條第五項中「業務の外」を「業務のほか」に、「並びに第三十三條の規定により譲り受け

た債権」を、「第三十三條の規定により譲り受けた債権並びに開拓者資金特別措置法第十四條第一項及び第四項並びに第十五條第一項の規定により承継した権利義務(同法第十六條第二項の規定により政府に対して負う債務を含む)」に、「行」を「行なう」に改める。

(開拓者資金融通臨時措置法の一部改正)

8 開拓者資金融通臨時措置法の一部を次のように改正する。

第五條の二を削る。

第六條中「並びに前條の規定による資金の融通措置」を削る。

理由

開拓者の有する負債がその営業の振興を阻害している現状等にかんてみ、開拓者等に対する政府の貸付金の償還条件の緩和、徴収の停止等の措置を講ずるとともに、その貸付金債権の管理の適正化に資するため、開拓者資金融通特別会計を廃止して、当該特別会計に属する権利義務を農林漁業金融公庫に承継させる等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○丹羽委員長

これより、順次趣旨説明を求めます。小沢農林政務次官。

○小沢(辰)政府委員 ただいま議題となりました昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案、真珠養殖等調整暫定措置法案及び開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

各法案の内容につきましては、第六十一国会に提出いたしました各法律案とほとんど同様でありますので、お手元に配付いたしました提案理由の説明書をらんいただきまして、御省略させていただきます。

ただ農林年金法案につきましては、最低保障額

の引き上げについては十月一日から、その他は十一月一日から適用することにしたし、施行期日の条項を変更し、提出をいたした次第であります。以上簡単であります。提案理由の説明を終わります。

○丹羽委員長

以上で趣旨説明は終わりました。

○丹羽委員長 まず、昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案を議題とし、質疑に入ります。別にならうでありますので、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

理由

○丹羽委員長 この際、私の手元で起草いたしました本案に対する修正案を提出いたします。

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案に対する修正案

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第五項中農林漁業団体職員共済組合法第二

十條第一項の表の改正に関する部分の前の次に次のように加える。

第一条に次の一項を加える。

2 昭和二十三年八月二十七日に設立を許可された社団法人全国農業共済協会及び昭和三十年十二月一日に設立を許可された社団法人中央畜産会、この法律の規定の適用については、前項に掲げる法律に基づいて設立された法人とみなす。

本修正の結果必要とする経費

加入人員、標準給与の額の推移等により変動はありうるが、平年度約二十万円である。

○丹羽委員長 修正案はお手元に配付してあります。

すとおりであります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

この際、本修正案について国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見があればお述べ願いたいと思ひます。小沢農林政務次官。

○小沢(辰)政府委員 昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案に対する修正案につきましては、年金制度の体系、他の民間法人との均衡等から見て、にわかには賛成いたしかねますが、しかし修正案が院議をもつて決定された場合には、その運営に万全を期する所存であります。

○丹羽委員長 本修正案に対して御発言はありませんか。

○丹羽委員長 御発言がなければ、本案並びに修正案を一括して討論に入るのでありますが、別に申し出もありませんので、これより順次採決いたします。

まず、本案に対する修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○丹羽委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○丹羽委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○丹羽委員長 次に、真珠養殖等調整暫定措置法案を議題といたし、質疑に入ります。

本案に対して質疑はありませんか。——別にないようでありますので、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

○丹羽委員長 引き続き討論に入るのであります。が、討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○丹羽委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○丹羽委員長 次に、開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法案を議題とし、質疑に入ります。

本案に対して質疑はありませんか。——別にないようでありますので、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

○丹羽委員長 引き続き討論に入るのであります。が、討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○丹羽委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○丹羽委員長 この際、安倍晋太郎君外三名より、昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案、真珠養殖等調整暫定措置法案、開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法案の各案に、自由民主党、日本社会党、民社党及び公明党の各党共同提案にかかる附帯決議をそれぞれ付すべしとの動議が提出されております。

趣旨説明を求めます。安倍晋太郎君。

○安倍委員 私は、自由民主党、日本社会党、民社党及び公明党の四党を代表して、ただいま議決されました各案に、それぞれ附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。

その内容は各位のお手元に配付してありますとおりでございます。何とぞ御賛同をお願いいたします。

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、農林漁業団体役員が、農山漁村において果している役割の極めて重要なものであるのにかんがみ、その社会的、経済的な地位の向上に資するため、昭和四十五年度を目途に左記事項の実現に努めるべきである。

記

一、農林漁業団体の特性にかんがみ、組合員の掛金負担の増高等をきたさないよう、給付に要する費用に対する国庫補助率を百分の二十に引き上げる等の補助を増額すること。

二、旧法平均標準給与の最高限度額については、これを新法に改定すること。

三、既規定年金の最低保障額については、新規裁定年金の最低保障額に改定することとし、特に、二十年未満の遺族年金については、今回の改正の恩恵が及んでいないので、可急的速やかに改善すること。

四、既規定年金のベース・アップについては、今回の改正の骨子は、国家公務員に準じたものであるが、農林漁業団体職員共済組合法第一条の二の主旨に照し、すみやかに、スライド原則の具体化をはかること。

五、公益法人等農林漁業の発展に資する事業を行なっている団体については、本法の適用対象団体とするよう措置すること。

六、農林漁業団体職員の給与が著しく低位で、給与水準に不均衡が認められるので、給与の改善、給与体系の整備のため、さらに適切な指導を行なうこと。

真珠養殖等調整暫定措置法案に対する附帯決議(案)

昭和四十一年以降における真珠不況の経過と現状にかんがみ、真珠養殖業者および真珠母貝養殖業者の経営の安定と合理化を図り、真珠の正常な輸出を確保するため、政府は、本法の施行に当たっては、生産対策のみならず、加工、輸出対策を含めた対策を総合的に推進するとともに、当面特に左記事項の実現に努めるべきである。

記

一、本制度の実施に当たっては、真珠および真珠貝の養殖に関する現行漁業権制度ならびに真珠養殖事業法との関連を十分考慮して、これら制度の運用に遺憾なきを期すること。

二、真珠養殖業者および真珠母貝養殖業者に対する融資の円滑化に資するため、制度金融および系統金融の積極的な活用を図るとともに、真珠養殖漁業協同組合の整備について実態を調査のうえ、指導、助成等所要の措置につき検討すること。

三、養殖いかだの敷設に関する制限特に密殖改善措置の実施に当たっては、一定規模以下の零細な経営体を除外する等これらの者の保護に特別な配慮を加えること。

四、国は、真珠養殖等調整組合の行なう調整事業の円滑な実施を図るため、検査員の設置に要する経費その他の事務費につき、所要の助成を行なうよう配慮すること。

五、真珠養殖業者および真珠母貝養殖業者の安定的な発展を図るため、真珠の価格安定機関の新設等長期的安定策について検討すること。

右決議する。

開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあつて、開拓事業の完遂のため、左記各項の実現に遺憾なきを期し、も

つて一般農政に円滑に移行せしめるよう努めるべきである。

記

一、一般開拓者、特定開拓者及び徴収停止対象者についての基準及びその適用については、開拓者の実情を十分考慮の上、これを決定し、実施すること。

二、自作農維持資金の貸付けについては、その貸付限度額の引上げを行なう等開拓者の固定化負債が十分解消されるよう措置することとし、貸付業務の適正を期すること。

三、農林漁業金融公庫資金等に係る負債であつてその償還が困難なものについては、開拓者資金の条件緩和措置に準じて措置すること。

四、今後の開拓者に対する資金の融通を確保するため、農林漁業金融公庫資金、農業近代化資金等の活用を図るとともに、中央開拓融資保証協会に対する政府出資金の増額に努めること。

五、開拓道路の整備、開拓未利用地の開発等を完遂するとともに農業構造改善事業その他の農業振興諸対策を開拓地の実情に即して総合的に実施するよう万全を期すること。

六、開拓営農の今後の進展と一般農政への円滑な移行を図るため、開拓営農総合調整事業等これに必要な濃密指導及び助成について特に配慮すること。

七、開拓農協については、その実態に即して再編整備を行ない、農協活動が十分行なわれるよう所要の措置を講ずること。

八、開拓者以外の一般農家であつて、災害等により固定化負債を有し営農の基礎が不安定な者に対しても、負債整理が行なえるよう所要の措置を検討すること。

○丹羽委員長 以上で趣旨説明は終わりました。ただいまの安倍晋太郎君外三名の動議に賛成の諸君の御起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立総員。よつて、各案にそれぞれ附帯決議を付するに決しました。

ただいまの各案の附帯決議に政府の所信を求めます。小沢農林政務次官。

○小沢(辰)政府委員 ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、誠意を持って努力いたします。

○丹羽委員長 なお、ただいま議決いたしました各案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○丹羽委員長 御異議ないと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○丹羽委員長 本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十七分散会